

阿南工業高等専門学校研究設備・機器共用規則

(令和6年2月14日)

(規則第29号)

(趣旨)

第1条 この規則は、文部科学省の「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月)に則り、阿南工業高等専門学校(以下「本校」という。)が保有する研究設備・機器の共用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究設備・機器の共用を推進することにより、限られた予算を効率的に使用し、学内外での利用を促進することにより、教員及び技術職員の知識・技術の向上を目的とする。

(体制)

第3条 地域連携・テクノセンターが、研究設備・機器の共用を推進することとする。

(業務)

第4条 研究設備・機器の共用について、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究設備・機器の整備・運用計画の策定に関すること
- (2) 研究設備・機器の利用者との交流と共同研究等の促進に関すること
- (3) 研究設備・機器の学内外に対する共用化促進及び管理・運営体制に関すること
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(共用の対象とする研究設備・機器)

第5条 共用の対象とする研究設備・機器は、一般的に購入が難しい高額な研究設備・機器を対象とし、多くの者に共用できるような研究設備・機器を対象とする。また、主な使用者が退職する等により、使用されなくなった研究設備・機器の利活用に努めることとする。

なお、本校の教育・研究活動に支障をきたさないよう運用することとする。

(使用資格)

第6条 研究設備・機器の使用許可を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育研究機関の研究者及び技術者
- (2) 企業の研究者及び技術者
- (3) その他阿南工業高等専門学校長(以下「校長」という。)が特に認めた者

(研究設備・機器使用の手続き及び許可)

第7条 研究設備・機器の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用する日の前日から起算して30日前までに、所定の申請書を校長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 校長は、前項の申請を許可したときは、所定の許可証により申請者に通知するものとする。
- 3 校長は、前項の許可をする場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。
 - (1) 校長の指示に従うこと
 - (2) 火気取扱及び保安・管理に留意すること
 - (3) 使用を終了したとき、又は使用の許可を取消されたときは、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し、使用開始時の状態に原状回復を行うこと
 - (4) その他校長が必要と認めること
- 4 校長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、不許可にすることができる。
 - (1) 核兵器や通常兵器の開発等の軍事目的のために用いられ、又は用いられるおそれがあるとき
 - (2) 校長が本校の理念に反している使用目的と判断したとき

(使用時間)

第8条 研究設備・機器の使用時間は、土日祝日及び本校の休業日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、本校の教職員又は学生の教育研究での使用を優先し、使用時間を調整する。

2 前項の規定にかかわらず、校長が適当と認めたときは、使用させることができる。

(目的外使用の禁止)

第9条 第7条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された目的外の使用又はその許可に係る権利の第三者への譲渡をしてはならない。

(使用許可の変更及び取消し)

第10条 使用者は、使用日時の変更又は取消しをする場合は、使用開始日の3日前（土日祝日及び本校の休業日を除く）までに申し出て、校長の許可を得なければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による許可を取消すことができるものとする。

(1) 第7条第3項各号（第3号を除く）に違反し、又はそのおそれがあるとき

(2) 第9条に違反し、又はそのおそれがあるとき

(3) その他管理運営上において、支障があると認めたとき

(使用料等)

第11条 使用料については、別表に定める金額とする。

2 使用者は、前項の規定によるもののほか、研究設備・機器の使用に際して必要となる費用（以下「必要経費」という。）を納付するものとする。

3 使用者は、前各項に定める使用料及び必要経費（以下「使用料等」という。）を本校が指定する期日までに納付しなければならない。

4 既納の使用料等は、本校の責に帰すべき事由がある場合を除き、還付しない。

5 その他、学生の教育研究に関連するもの、又は校長が特に必要と認めたときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第12条 研究設備・機器の使用により使用者に生じた損害について、本校は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により使用した研究設備・機器その他本校の施設を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(実績報告)

第14条 地域連携・テクノセンターは、研究設備・機器の運用実績を年1回以上校長へ報告する。

(事務)

第15条 研究設備・機器の共用にかかる事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、研究設備・機器の使用許可に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年2月14日から施行する。

別表(第11条関係)

機器名及び使用料

番号	機器名	使用料/時間 (消費税抜)	備考
1	万能深絞り試験機 (株式会社東京試験機・SAS-350D)	45,200 円	※事前講習要 ※使用する材料については、利用者が用意すること。また、試験可能な材料かどうかや寸法などについては、担当者と事前に打ち合わせを行うこと。
2	電気炉 (いすず製作所・EPDS-7.2R)	400 円	※使用する材料については、利用者が用意すること。また、試験可能な材料かどうかや寸法などについては、担当者と事前に打ち合わせを行うこと。
3	ファイバーレーザーマーカ (株式会社 smartDIYs・LM110M)	4,600 円	
4	高精細 3D プリント (キーエンス・AGILISTA-3200)	13,800 円	※モデル材、サポート材を持参し、使用后持ち帰ること。 ※サポート材除去は本校では実施しない。
5	核磁気共鳴装置 (日本電子株式会社・JNM-ECZ400S)	26,400 円	※事前講習要 ※担当者と事前に打ち合わせを行うこと。
6	蛍光光度計 (株式会社日立ハイテクノロジーズ・F-7000)	11,600 円	※事前講習要

※使用料の他に別途必要経費(技術支援料、消耗品費等)が発生する場合がある。
なお、技術支援料は1時間5,400円(消費税込)とする。

阿南工業高等専門学校研究設備・機器使用申請書

年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

阿南工業高等専門学校の研究設備・機器の使用について、以下のとおり申請します。
使用にあたっては、阿南工業高等専門学校研究設備・機器共用規則を遵守します。

申込者	住所・所在地		
	機 関 等 名 称		
	使 用 責 任 者		
	連 絡 先		
	その他使用者 氏 名		
使用機器名	使用目的	使用時間	
		年 月 日～	
		年 月 日	
		時 分 ～ 時 分	
		年 月 日～	
		年 月 日	
		時 分 ～ 時 分	

注) 太線枠内を記入してください。

原則として昼休み時間をまたぐ場合は、その時間も含みます。使用時間等については、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。本校の教職員又は学生の教育研究を優先するため、使用時間を調整します。

使用目的の図面や計画書等の参考資料があれば、併せて添付してください。

使用料の他に別途必要経費（技術支援料、消耗品費等）が発生する場合があります。使用方法等によっては、必要経費が使用料よりも高額になる可能性があります、予期せぬ事態を避けるため、合計金額について事前にお問い合わせください。

次の事項について、ご確認の上、同意いただける場合は、□にレをご記入願います。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 使用期間中に生じた研究設備・機器等の損害については、使用者においてこれを負担することに同意する。 |
| <input type="checkbox"/> 使用期間中における使用者の損害（事故による負傷・疾病等）については、学校側は責任を負わないことに同意する。 |
| <input type="checkbox"/> 次の事項に該当したときは、研究設備・機器の使用許可を取消し又は使用を制限することに同意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究設備・機器の使用目的以外の使用や、その許可に係る権利を第三者に譲渡した場合 ・ 校長の指示に従わなかった場合 ・ その他管理運営上、支障があると認められたとき |

※同意いただけない場合等、研究設備・機器の使用を許可できないことがあります。

申請書の受付窓口：総務課総務係（Tel：0884-23-7215／E-mail：kikaku@anan-nct.ac.jp）

研究設備・機器使用許可証

年 月 日

様

阿南工業高等専門学校長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました研究設備・機器の使用について許可します。

使用機器名：

使用場所：

使用期間及び時間： 年 月 日 時 分 ～ 時 分

ご使用に当たって

1. 使用料等は、別添の請求書に基づき、所定の期日までに本校が指定する口座に振込んでください。
振込手数料につきましては、ご自身にてご負担願います。
指定期日までに振込みがないときは、研究設備・機器の使用許可を取消する場合があります。
2. 研究設備・機器担当者の指示に従い、マニュアル等を遵守し安全の確保に努めてください。
3. 研究設備・機器を使用する際に必要な物品を持ち込む場合は、予め研究設備・機器担当者の確認を取ってください。
持ち込んだ物品の残品は、必ずお持ち帰りください。
4. 事故等の発生及び研究設備・機器を破壊等した場合は、速やかに研究設備・機器担当者へご連絡願います。
5. 実施時間超過分や技術相談料等、追加で請求が必要になった分については後日請求いただきます。